

伝統や文化に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「伝統や文化に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要な各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	国語科	社会科
第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成生かした教育課程の編成を図るものとする。	(第1学年及び第2学年) (知識及び技能) (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、我が国の伝統的な言語文化に親しむこと。 イ 長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。 (第3学年及び第4学年) (知識及び技能) (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 易しい文語調の短歌や俳句を音読したり暗唱したりするなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。 イ 長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。 (第5学年及び第6学年) (知識及び技能) (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。 イ 古典について解説した文章を読んだり作品の内容の大体を知ったりすることを通して、昔の人のものの見方や感じ方を知ること。	(第4学年) (4) 県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受発展など人々の様々な願いが込められていること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承の財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力 〔※アの(7)については、県内の主な文化財やとともに、イの(7)については、それらの中の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 県内の特色ある地域では、人々が協力し、発展に努めていることを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特 〔※県内の特色ある地域が大まかに分かるようした地場産業が盛んな地域、国際交流に取 護・活用している地域を取り上げること。 いる地域については、自然環境、伝統的なこと。 (第6学年) (2) 我が国の歴史上の主な事象について、学習の問題項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。さらに、大まかな歴史を理解するとともに、関連すること。 〔※アの(7)から(9)までについては、児童の興味化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、ること。その際、アの(9)の指導に当たっては、 〔※アの(7)から(9)までについては、例えば、のや、世界文化遺産に登録されているものな遺産を通して学習できるように配慮すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産な事象を捉え、我が国の歴史の展開を考えるとこと。 〔※イの(7)については、歴史学習全体を通して化を育んできたこと、我が国の歴史は政治幾つかの時期に分けられることに気付くよ生活と過去の出来事との関わりを考えたり、展を考えたりするなど、歴史を学ぶ意味を (3) グローバル化する世界と日本の役割について、学て、次の事項を身に付けることができるよう指導す ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 我が国と経済や文化などの面でつながりが深理解するとともに、スポーツや文化などを通し重し合うことが大切であることを理解すること。 〔※アの(7)については、我が国や諸外国の伝統よう配慮すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 外国の人々の生活の様子などに着目して、日流の果たす役割を考え、表現すること。

小学校

ものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を

	音楽科
問題を追究・解決する活動を通して、次のこと。 け継いできたことや、それらには地域のとを理解すること。 けること。 ための取組などに着目して、県内の文化を考え、表現すること。 年中行事が大まかに分かるようにするから具体的事例を取り上げること。	(第1学年及び第2学年) 第2 3 (3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。 ア 我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など体を動かすことの快さを感じ取りやすい音楽、日常生活に関連して情景を思い浮かべやすい音楽など、いろいろな種類の曲 第3 2 (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。 (4) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。 (5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。 ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。
を追究・解決する活動を通して、次の事 色あるまちづくりや観光などの産業の発 けること。 や産業の歴史的背景、人々の協力関係な色を考え、表現すること。 にするとともに、伝統的な技術を生かり組んでいる地域及び地域の資源を保その際、地域の資源を保護・活用して文化のいづれかを選択して取り上げる	(第3学年及び第4学年) 第2 3 (3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。 ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽、諸外国に伝わる民謡など生活との関わりを捉えやすい音楽、劇の音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲 第3 2 (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。 (4) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。 (5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。 ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。 ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
を追究・解決する活動を通して、次の事 の際、我が国の歴史上の主な事象を手掛する先人の業績、優れた文化遺産を理解 ・関心を重視し、取り上げる人物や文精選して具体的に理解できるようにす児童の発達の段階を考慮すること。 国宝、重要文化財に指定されているもどを取り上げ、我が国の代表的な文化 けること。 産などに着目して、我が国の歴史上の主とともに、歴史を学ぶ意味を考え、表現す	(第5学年及び第6学年) 第2 3 (3) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。 ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化との関わりを捉えやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲 第3 2 (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。 (4) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。 (5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。 ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。 エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

図画工作科	
(第3学年及び第4学年) B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。 (第5学年及び第6学年) B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。	
家庭科	
(第5学年及び第6学年) B 衣食住の生活 〔※日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付くことができるよう配慮すること。〕 (1) 食事の役割 ア 食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解すること。 (2) 調理の基礎 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ウ) 伝統的な日常食である米飯及びみそ汁の調理の仕方を理解し、適切にできること。 〔※(ウ)については、和食の基本となるだしの役割についても触れること。〕 (4) 衣服の着用と手入れ ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 衣服の主な働きが分かり、季節や状況に応じた日常着の快適な着方について理解すること。 イ 日常着の快適な着方や手入れの仕方を考え、工夫すること。 (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 製作に必要な材料や手順が分かり、製作計画について理解すること。 (6) 快適な住まい方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 住まいの主な働きが分かり、季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方について理解すること。 (ウ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。	
特別の教科 道徳	総合的な学習の時間
C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕 (第1学年及び第2学年) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。 (第3学年及び第4学年) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。 (第5学年及び第6学年) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

外国語活動、外国語科	
外国語活動 2 (第3学年及び第4学年) (知識及び技能) (1) 英語の特徴等に関する事項 実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。 イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。 (イ) 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。 (イ) 日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考え方があることに気付くこと。 (イ) 異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理解を深めること。 3 (1) 指導計画の作成に当たっては、第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。 オ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。 外国語科 (第5学年及び第6学年) 3 (3) 教材については、次の事項に留意するものとする。 イ 英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然などに関するものの中から、児童の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に配慮すること。 (イ) 我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うことに役立つこと。	
特別活動	
(学校行事) 2 (2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。 (4) 遠足・集団宿泊的行事 自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。	

伝統や文化に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「伝統や文化に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要な各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。
----	---

総則	社会科	
第1 2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。 道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。	〔地理的分野〕 C 日本の様々な地域 (3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追及したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境を中核とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方 ③ 産業を中核とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方 ※地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。 〔歴史的分野〕 A 歴史との対話 (2) 身近な地域の歴史 課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。 ※(2)については、内容のB以下の学習と関わらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。 B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (4) 日本列島における国家形成 日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷（大和政権）による統一の様子と東アジアとの関わりなどを基に、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること。 ※「日本列島における国家形成」については、狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していったことに気付かせるようにすること。また、考古学などの成果を活用するとともに、古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。 (7) 律令国家の形成 律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを基に、東アジアの文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族による政治が展開したことを理解すること。 ※「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きく捉えさせるようにすること。なお、「聖徳太子の政治」を取り上げる際には、聖徳太子が古事記や日本書紀においては「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること。 (1) 古代の文化と東アジアとの関わり 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを基に、国際的な要素をもった文化が栄え、それらを基礎としながら文化の国風化が進んだことを理解すること。 3 (3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。 イ (中略) (2) のアの(4)の「琉球の国際的な役割」については、琉球の文化についても触れること。 ウ (中略) (3) のアの(4)の「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。	〔技術分野〕 A 材料や加工の技術 (1) 生活や社会を支える材料や加工の技術について調べる活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 材料や加工の特性等の原理・法則と、材料の製造・加工方法等の基礎的な技術の仕組みについて理解すること。 イ 技術に込められた問題解決の工夫について考えること。 ※(1)については、我が国の伝統的な技術についても扱い、緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付かせること。 〔体育分野〕 (内容の取扱い) (2) 内容の「A体づくり事項については、次の力「F武道」について、なだ、弓道、合気道、が国固有の伝統と文にすること。また、の中から一を選択し学校や地域の実態に気道、少林寺拳法、ができること。 また、武道場などして行うとともに、指導を行うなど安全

ものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を

技術・家庭科	音楽科	美術科
〔家庭分野〕 B 衣食住の生活 ※日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。 (1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。 ※食事を共にする意義や食文化を継承することについても扱うこと。 (3) 日常食の調理と地域の食文化 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (1) 地域の食文化について理解し、地域の食材を用いた和食の調理が適切にできること。 ※だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。 (4) 衣服の選択と手入れ ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。 ※日本の伝統的な衣服である和服について触れること。また、和服の基本的な着装を扱うこともできること。 (6) 住居の機能と安全な住まい方 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 家族の生活と住空間との関わりが分かり、住居の基本的な機能について理解すること。	〔第1学年〕 B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次の(7)から(9)までについて理解すること。 (7) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性 〔第2学年及び第3学年〕 B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次の(7)から(9)までについて理解すること。 (7) 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性 第3 2 (2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。 (イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。 (3) 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。 (6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唄歌を用いること。 (8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ア 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切なものを取り扱うこと。	〔第1学年〕 B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。 イ 生活の中の美術の動きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (イ) 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。 〔第2学年及び第3学年〕 B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。 イ 生活や社会の中の美術の動きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (イ) 日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛着を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違点や共通点に気付き、美術を通じた国際理解や美術文化の継承と創造について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。 第3 2 (6) 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。 外国語科 3 (3) 教材については、次の事項に留意するものとする。 イ 英語を使用している人々を中心とする世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を効果的に取り上げるものとし、次の観点に配慮すること。 (イ) 我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つこと。 特別の教科 道徳 C 主として集団や社会との関わりに関すること 〔郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度〕 郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。 〔我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。 総合的な学習の時間 3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。 特別活動 〔学校行事〕 (2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。 (4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

